

海外経済ミッション団派遣事業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下「産業振興センター」という。）が実施する「海外経済ミッション団派遣事業支援事業費補助金」の交付に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号のとおり用語を定義する。

(1) 海外経済ミッション団派遣事業

高知県商工労働部が実施する海外経済ミッション団派遣事業をいう。

(2) 支援事業者

以下のいずれかに該当するものをいう。

①以下の要件を満たす事業者団体に属する県内事業者。

ア 県内事業者5社以上で構成し、かつ、県内に事務局を有すること

イ 1年以上の活動実績があること

②上記の要件をすべて満たす事業者団体。

(3) 県内事業者

高知県内に本店若しくは支店又は事業所を有する事業者（個人事業主を含む）。

(目的)

第3条 高知県が実施する海外経済ミッション団派遣事業に参加する支援事業者の旅費等の一部を補助することにより、県内事業者の海外展開を促進することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の条件)

第4条 支援事業者が旅費補助を受けるにあたっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 海外経済ミッション団派遣事業に参加すること。

(2) 海外経済ミッション団への参加内容を報告書にまとめ、事業者団体で共有(総会や広報誌、メール配信等での報告など)し、事業者団体での海外展開の啓発に繋げること。

(3) 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等高知県の暴力団の排除に係る取り扱いに準じて行うこと。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 支援事業者に対する旅費の補助額は、支援事業者の担当者（1名以内）の経済ミッション団派遣事業の旅程にかかる航空費及び宿泊費、ビザ代及びPCR検査代について、県が試算した額（県が手配した旅費の金額）の1/2以内又は20万円のいずれか低い額を上限とする。

(支援事業者の選定)

第6条 支援事業者は旅費の補助を申請するときは様式第1による申請書を産業振興センター理事長に提出しなければならない。

- 2 産業振興センターは、申請者数が予算を超える場合には別紙選定基準に基づき、高知県工業振興課及び雇用労働政策課と協議のうえ、予算の範囲内で支援事業者及び旅費の補助額を決定するものとする。

(事業報告)

第7条 支援事業者は経済ミッション団派遣事業への参加が完了したときは、その日から30日以内に様式第2による事業報告書を産業振興センター理事長に提出しなければならない。

- 2 産業振興センター理事長は前項の報告を受けた場合には、報告書の内容に基づき、旅費補助の条件に適合すると認めたとき、旅費を補助するものとする。

(その他)

第8条 要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、産業振興センター理事長が別に定める。

(附則)

- 1 この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

別表第2（第7条、第21条）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年度高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。